

和歌山県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日のワクチン接種会場への
医療従事者派遣事業補助金QA

Q1	補助上限額の計算上、看護師等の人数には、看護師や歯科医師以外には、どの職種の者が含まれるか。例えば、薬剤師は看護師等の数に含まれるか。	掲載日
A1	医師以外のワクチン接種を行う看護師・准看護師・歯科医師が対象となります。	11月12日
Q2	医療機関に属していないフリーの医師・看護師の場合、個人は補助を受けられるか。	掲載日
A2	本事業は、派遣元の医療機関に対する補助であり、医療機関に属していないフリーの医師・看護師（個人）は補助対象になりません。	11月12日
Q3	本事業の補助金基準額（上限額）として、医師7,550円、看護師等2,760円とあるが消費税はどのように考えるか。	掲載日
A3	消費税も含めた基準額（上限額）になります。	11月12日
Q4	「1人1時間当たり」とあるが、移動時間や休憩時間を含めてよいのか。	掲載日
A4	移動時間や休憩時間は含みません。派遣した医療従事者が集団接種会場で業務に従事した時間数に応じて上限額が決まります。	11月12日
Q5	1時間未満の従事時間をどのように取り扱えばよいのか。	掲載日
A5	30分単位、且つ、30分未満切捨てとしてください。 例) 医師の従事時間：6時間10分 → 補助基準額（上限額）：6時間×7,550円＝45,300円 看護師の従事時間：6時間45分 → 補助基準額（上限額）：6.5時間×2,760円＝17,940円	11月12日
Q6	A病院には診療科が複数あり、診療科ごとに休診日が異なるA病院としての休診日は日曜日のみ、B診療科の休診日は水曜日と日曜日。B診療科の医師が水曜日に集団接種会場に派遣される場合に、A病院は休日の派遣として本財政支援を受けられるか。	掲載日
A6	「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、特定の診療科が休診であることをもって対象となるものではありません。	11月12日
Q7	医療機関が表示する診療日及び時間と医療機関が保健所及び厚生局などに届け出している診療日及び時間との間に不一致がある場合、どのように取り扱えばよいのか。	掲載日
A7	原則は届出時間を表示しているはずであるため、このような状況は考え難いですが、万が一、不一致がある場合は届出時間をもとに時間外・休日の判定を行ってください。	11月12日
Q8	医療機関が休日（日曜日・祝日）に診療時間を割り当てている場合、診療時間内の派遣として本補助金の対象とならないのか。	掲載日
A8	日曜日・祝日の派遣は、診療時間の割当が行われていても、終日休日として取り扱いが可能です。	11月12日
Q9	医療機関が休診について予め表示した上で医療従事者を集団接種会場に派遣した場合は対象となるか。	掲載日
A9	「時間外」として対象となります。	11月12日
Q10	職域接種での集団接種会場への派遣は対象となるか。	掲載日
A10	職域接種は対象になりません。	11月12日
Q11	医師が1人しかいない医療機関（医師＝事業主の場合）等については、派遣元の医療機関に対する補助と整理すれば補助が可能か。	掲載日
A11	可能です。	11月12日
Q12	派遣される医師・看護師が、派遣元の医療機関における勤務シフト上、時間外・休日に該当する場合にも補助対象となるか。	掲載日
A12	「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、派遣される医療従事者の勤務シフト外であることをもって対象となるものではありません。	11月12日

**和歌山県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日のワクチン接種会場への
医療従事者派遣事業補助金QA**

Q13	ワクチン接種の準備（例えば薬液の充填）や経過観察の時間も補助の対象となるか。	掲載日
A13	ワクチン接種業務として、準備や経過観察を行う時間は対象となり得ます。 なお、休憩時間は対象となりません。	11月12日
Q14	A市が集団接種会場の運営を医療機関Bに委託等し、医療機関Bが集団接種会場となる場合、当該医療機関Bは補助対象となるか。	掲載日
A14	当該医療機関Bが集団接種会場である医療機関B自身に医療従事者を派遣することは通常考えにくいいため、補助対象にはなりません。	11月12日
Q15	本事業の補助金の対象経費として想定されるものは何か。	掲載日
A15	派遣元医療機関が負担する派遣された医師、看護師等の時間外・休日勤務手当、派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員（例：派遣された医師、看護師等の代休取得日に代替勤務した職員など）の基本給や手当等も対象経費として想定されます。本事業の補助金と他の補助金で対象経費（例：派遣に伴い市町村から受領した委託料等を原資にする経費など）を重複して補助を受けることはできませんので、派遣元医療機関において、本事業の補助金を充当する経費と、他の補助金を充当する経費が重複しないように、それぞれの用途を切り分けて整理するようにしてください。	11月12日
Q16	交付申請書（別記第2号様式）に押印は必要ですか。	掲載日
A16	不要です。	11月12日
Q17	補助金所要額調書兼医療従事者派遣証明書（別記第3号様式）に押印は必要ですか。	掲載日
A17	派遣内容が事実と相違ないことを証明いただくため、押印を必要としております。大変お手数をおかけしますが、法人の場合は法人代表者印、法人でない場合は医療機関の長の印を押印の上、提出をお願いいたします。	11月12日